大阪府条例第二十五号

　　　大阪府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

　大阪府福祉のまちづくり条例（平成四年大阪府条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （特別特定建築物に追加する特定建築物）第十一条　法第十四条第三項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第六項の規定による許可を受けた仮設建築物又は第八十七条の三第六項の規定による許可を受けた建築物（以下「仮設建築物」という。）を除く。）とする。　一―六　（略）（建築物移動等円滑化基準に付加する事項）第十三条　法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項（条例対象小規模特別特定建築物に係るものを除く。）は、次条から第二十九条まで（第十八条第五項及び第九項、第二十四条第四項並びに第二十八条第二項を除く。）に定めるところによる。２　条例対象小規模特別特定建築物に係る法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項は、令第十一条から第十三条まで、第十七条、第十八条、第二十一条及び第二十二条（令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定めるところによるほか、次条から第十七条まで、第十八条（第三項、第七項及び第八項を除く。）、第二十二条、第二十三条、第二十四条第一項第二号（トを除く。）及び同項第三号並びに同条第四項、第二十五条、第二十六条、第二十八条並びに第二十九条に定めるところによる。（便所）第十八条　（略）２　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計。以下同じ。）が千平方メートル未満の建築物においては、前項に規定する便所のうち、一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）に車椅子使用者用便房を設けなければならない。３　次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が千平方メートル（公衆便所にあっては、五十平方メートル）以上のものに限る。）に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、乳幼児を座らせることができる設備及び乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、その出入口にその旨の表示を行わなければならない。ただし、乳幼児のおむつ交換をすることができる設備については、他に設ける場合は、この限りでない。　一―十　（略）４　令第十四条第二項若しくは第二項の規定により車椅子使用者用便房を設ける便所又は令第十四条第三項若しくは次項の規定により高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を設ける便所は、次に掲げるものでなければならない。　一・二　（略）５　条例対象小規模特別特定建築物においては、第一項に規定する便所のうち一以上に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。６　令第十四条第二項若しくは第二項の規定により設ける車椅子使用者用便房又は令第十四条第三項若しくは前項の規定により高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設ける便房（次項に規定する便房を除く。）は、次に掲げるものでなければならない。　一・二　（略）７　令第十四条第三項に規定する便房（床面積の合計が一万平方メートル以上の建築物（共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が二百平方メートル以上の集会室があるものに限る。）に設けるものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。　一　（略）　二　令第十四条第三項に規定する水洗器具は、温水を使用することができるものとすること。　三―五　（略）８　令第十四条第四項の規定により設けるものとする小便器は、その周囲に手すりを設けなければならない。９　条例対象小規模特別特定建築物においては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所であって男子用小便器を設けるもののうち一以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設け、その周囲に手すりを設けなければならない。（ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室）第十九条　令第十六条第二項の規定によるものとする車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。　一・二　（略）　三　令第十六条第二項第一号ロ及び第二号ロの規定によるものとする出入口に設ける戸は、引き戸とすること。ただし、自動的に開閉する構造である場合は、この限りでない。２　令第十六条第二項第一号イの車椅子使用者用便房は、前条第六項第一号に掲げるものでなければならない。（ホテル又は旅館の一般客室に係る経路）第二十条　（略）２　（略）３　一般客室経路のうち令第十九条第一項又は第二十四条第二項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部若しくは一部となるものについては、当該一般客室経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前二項の規定は、適用しない。（敷地内の通路）第二十二条　令第十七条第三号の規定によるものとする傾斜路は、その両側に側壁又は立ち上がり部を設けなければならない。（移動等円滑化経路）第二十四条　（略）　一　令第十九条第二項第三号の規定によるものとする廊下等（次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が五千平方メートル以上のものに限る。）に設けるものに限る。）は、授乳及びおむつ交換をすることができる場所を一以上設け、その付近にその旨の表示を行うこと。ただし、他に設ける場合は、この限りでない。　　イ―リ　（略）　二　令第十九条第二項第五号の規定によるものとするエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。　　イ―ホ　（略）　　ヘ　令第十九条第二項第五号ホの規定により設けるものとする制御装置は、次に掲げるものであること。　　　⑴・⑵　（略）　　ト　令第十九条第二項第五号チの規定によるものとするエレベーターにあっては、同号ホの規定により設けるものとする制御装置は、籠内の左右両面（二の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する機能を有するものにあっては、片面）の側板に設けること。　　チ　令第十九条第二項第五号リの規定によるものとするエレベーター及び乗降ロビーは、次に掲げるものであること。　　　⑴・⑵　（略）　三　令第十九条第二項第七号の規定によるものとする敷地内の通路は、当該通路を横断する排水溝を設ける場合には、その蓋は、つえ、車椅子のキャスター等が落ちないものとすること。２　（略）３　前項に規定する経路のうち令第十九条第一項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となるものについては、当該移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前項の規定は、適用しない。４　条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路は、令第二十六条第一項（同条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、令第十九条（第二項第五号チを除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。（案内設備）第二十五条　令第二十一条第三項の案内所は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとしなければならない。（共同住宅等に係る経路）第二十七条　（略）２　前項の規定により移動等円滑化経路にする経路を構成するエレベーターについての令第十九条第二項第五号の規定の適用については、同号イ中「利用居室」とあるのは、「利用居室若しくは住戸」とする。３　第一項第一号に掲げる経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第十九条第二項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道等」とあるのは、「当該共同住宅等の車寄せ」とする。４　第一項各号に掲げる経路のうち令第十九条第一項又は第二十四条第二項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部若しくは一部となるものについては、当該移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前三項の規定は、適用しない。（増築等に関する適用範囲）第二十八条　（略）２　条例対象小規模特別特定建築物の増築又は改築（用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。）については、令第二十六条第二項の規定にかかわらず、令第二十三条の規定を準用する。この場合において、同条中「第十一条から前条まで」とあるのは、「第十一条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第十九条（第二項第五号チを除く。）及び第二十条から前条まで」と読み替えるものとする。（特別特定建築物に追加した特定建築物及び公立小学校等に関する読替え）第二十九条　第十一条各号に掲げる特定建築物及び令第五条第一号に規定する公立小学校等についての第十七条、第十八条第一項から第三項まで及び第九項、第二十三条第一項並びに前条第一項第三号及び第五号の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。別表（第十二条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 区　分 | 規　模 |
| （略） | （略） | （略） |
| 五 | 共同住宅 | 床面積の合計二、〇〇〇平方メートル又は住戸の数二〇（令第十四条、第十八条及び第二十一条並びに第十八条、第二十三条及び第二十五条の規定の適用並びに道等から地上階に設ける住戸（地上階に住戸を設けず、かつ、エレベーターを設ける場合にあっては、地上階にある当該エレベーターの昇降路の出入口）までの経路以外の部分についての令第十一条から第十三条まで、第十七条、第十九条及び第二十条並びに第十四条から第十七条まで、第二十二条、第二十四条及び第二十七条の規定の適用については、五〇） |
| （略） | （略） | （略） |

 | （特別特定建築物に追加する特定建築物）第十一条　法第十四条第三項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第六項の規定による許可を受けた仮設建築物（以下「仮設建築物」という。）を除く。）とする。　一―六　（略）（建築物移動等円滑化基準に付加する事項）第十三条　法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項（条例対象小規模特別特定建築物に係るものを除く。）は、次条から第二十九条まで（第二十四条第四項及び第二十八条第二項を除く。）に定めるところによる。２　条例対象小規模特別特定建築物に係る法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項は、令第二十三条及び第二十四条の規定により読み替えて適用する令第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条及び第二十一条に定めるところによるほか、次条から第十七条まで、第十八条（第二項及び第五項を除く。）、第二十二条、第二十三条、第二十四条第一項第二号（トを除く。）及び同項第三号並びに同条第四項、第二十五条、第二十六条、第二十八条並びに第二十九条に定めるところによる。（便所）第十八条　（略）２　次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計。以下同じ。）が千平方メートル（公衆便所にあっては、五十平方メートル）以上のものに限る。）に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、乳幼児を座らせることができる設備及び乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、その出入口にその旨の表示を行わなければならない。ただし、乳幼児のおむつ交換をすることができる設備については、他に設ける場合は、この限りでない。　一―十　（略）３　令第十四条第一項の規定によるものとする便所は、次に掲げるものでなければならない。　一・二　（略）４　令第十四条第一項各号に規定する便房（次項に規定する便房を除く。）は、次に掲げるものでなければならない。　一・二　（略）５　令第十四条第一項第二号に規定する便房（床面積の合計が一万平方メートル以上の建築物（共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、床面積が二百平方メートル以上の集会室があるものに限る。）に設けるものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。　一　（略）　二　令第十四条第一項第二号に規定する水洗器具は、温水を使用することができるものとすること。　三―五　（略）６　令第十四条第二項の規定により設けるものとする小便器は、その周囲に手すりを設けなければならない。（ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室）第十九条　令第十五条第二項の規定によるものとする車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。　一・二　（略）　三　令第十五条第二項第一号ロ及び第二号ロの規定によるものとする出入口に設ける戸は、引き戸とすること。ただし、自動的に開閉する構造である場合は、この限りでない。２　令第十五条第二項第一号イの車椅子使用者用便房は、前条第四項第一号に掲げるものでなければならない。（ホテル又は旅館の一般客室に係る経路）第二十条　（略）２　（略）３　一般客室経路のうち令第十八条第一項又は第二十四条第二項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部若しくは一部となるものについては、当該一般客室経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前二項の規定は、適用しない。（敷地内の通路）第二十二条　令第十六条第三号の規定によるものとする傾斜路は、その両側に側壁又は立ち上がり部を設けなければならない。（移動等円滑化経路）第二十四条　（略）　一　令第十八条第二項第三号の規定によるものとする廊下等（次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が五千平方メートル以上のものに限る。）に設けるものに限る。）は、授乳及びおむつ交換をすることができる場所を一以上設け、その付近にその旨の表示を行うこと。ただし、他に設ける場合は、この限りでない。　　イ―リ　（略）　二　令第十八条第二項第五号の規定によるものとするエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。　　イ―ホ　（略）　　ヘ　令第十八条第二項第五号ホの規定により設けるものとする制御装置は、次に掲げるものであること。　　　⑴・⑵　（略）　　ト　令第十八条第二項第五号チの規定によるものとするエレベーターにあっては、同号ホの規定により設けるものとする制御装置は、籠内の左右両面（二の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する機能を有するものにあっては、片面）の側板に設けること。　　チ　令第十八条第二項第五号リの規定によるものとするエレベーター及び乗降ロビーは、次に掲げるものであること。　　　⑴・⑵　（略）　三　令第十八条第二項第七号の規定によるものとする敷地内の通路は、当該通路を横断する排水溝を設ける場合には、その蓋は、つえ、車椅子のキャスター等が落ちないものとすること。２　（略）３　前項に規定する経路のうち令第十八条第一項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となるものについては、当該移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前項の規定は、適用しない。４　条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路は、令第二十五条第一項（同条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、令第十八条（第二項第五号チを除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。（案内設備）第二十五条　令第二十条第三項の案内所は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとしなければならない。（共同住宅等に係る経路）第二十七条　（略）２　前項の規定により移動等円滑化経路にする経路を構成するエレベーターについての令第十八条第二項第五号の規定の適用については、同号イ中「利用居室」とあるのは、「利用居室若しくは住戸」とする。３　第一項第一号に掲げる経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第十八条第二項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道等」とあるのは、「当該共同住宅等の車寄せ」とする。４　第一項各号に掲げる経路のうち令第十八条第一項又は第二十四条第二項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部若しくは一部となるものについては、当該移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前三項の規定は、適用しない。（増築等に関する適用範囲）第二十八条　（略）２　条例対象小規模特別特定建築物の増築又は改築（用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。）については、令第二十五条第二項の規定にかかわらず、令第二十二条の規定を準用する。この場合において、同条中「第十一条から前条まで」とあるのは、「第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十八条（第二項第五号チを除く。）及び第十九条から前条まで」と読み替えるものとする。（特別特定建築物に追加した特定建築物に関する読替え）第二十九条　第十一条各号に掲げる特定建築物についての第十七条、第十八条第一項及び第二項、第二十三条第一項並びに前条第一項第三号及び第五号の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。別表（第十二条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 区　分 | 規　模 |
| （略） | （略） | （略） |
| 五 | 共同住宅 | 床面積の合計二、〇〇〇平方メートル又は住戸の数二〇（令第十四条、第十七条及び第二十条並びに第十八条、第二十三条及び第二十五条の規定の適用並びに道等から地上階に設ける住戸（地上階に住戸を設けず、かつ、エレベーターを設ける場合にあっては、地上階にある当該エレベーターの昇降路の出入口）までの経路以外の部分についての令第十一条から第十三条まで、第十六条、第十八条及び第十九条並びに第十四条から第十七条まで、第二十二条、第二十四条及び第二十七条の規定の適用については、五〇） |
| （略） | （略） | （略） |

 |
| 　備考　（略） | 　備考　（略） |

　　　附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の大阪府福祉のまちづくり条例（以下「新条例」という。）第十一条、第十三条、第十八条及び第二十九条の規定は、この条例の施行の日以後に着手する建築（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十九号に規定する特別特定建築物及び新条例第十一条各号に掲げる特定建築物（以下「特別特定建築物」という。）を新築し、増築し、若しくは改築すること又は用途の変更をして特別特定建築物にすることをいう。以下同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この条例の施行の日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。